

支 払 基 金
平成 26 年 11 月 28 日

医科診療行為マスターの新設予定コードについて

このことについて、平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0 3 0 5 第 3 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、平成 27 年 1 月 1 日から適用となるものについて、別添のとおりお知らせします。

なお、今後、やむを得ずこの予定を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。